

平成30年度 埼玉県第4種リーグ戦 ブロック責任者の業務

T r e a s u r e L e a g u e

ブロック責任者は、埼玉県第4種リーグ戦実施要項（以下「県要項」という。）及び各地区細部運営要領（以下「地区要領」という。）に基づき、主として次の業務を遂行する。

- 1 各ブロックの連絡調整役として、試合の日程・組み合わせの作成、審判の割当等を行う。
対戦日程・組み合わせ作成及び対戦にあたっての注意事項：県要項確認事項8による。
- 2 会場責任者（チーム）を指名し、ホームチーム及び会場責任チームを中心に参加全チームの協力を得て円滑な自主運営に努める。
- 3 次の資料を記録・整理しリーグ戦終了まで保管する。（必要に応じ提出を求められる場合がある。）
 - （1）最終版エントリー表（県要項別紙第1付紙第2「移籍追加登録選手の詳細」を含む。）
 - （2）メンバー表及び審判報告書
 - （3）運営状況チェック表
- 4 県要項別紙第2「報告事項一覧表」に示す次の報告を行う。
報告先及び報告時期等は県要項によるほか地区要領に定めるところによる。
 - （1）対戦予定及び結果速報
 - （2）第4種サッカーリーグ選手権大会出場チームの最終版エントリー表（原本）
 - （3）出場停止処分の未消化選手
 - （4）その他の報告事項（運営上の問題点及び改善意見を含む。）
- 5 有望選手の選考（前期のみで後期は不要）
 - （1）担当ブロック内の参加選手の中から有望選手（20名以内）を選考する。
 - （2）選考選手名は非公開とし、次により報告する。
 - ◇ 報告要領：別紙「選考選手資料」に記載して添付メールによる。
 - ◇ 報告時期：前期日程終了後6月30日までに
 - ◇ 報告先：埼玉県サッカー協会第4種委員会（担当者：SFA事務局 藤澤 創）
メールアドレス sfa-cat.4@saitamafa.or.jp
 - （3）ブロック責任者が自ら選考することを本則とするが、真にやむを得ない場合は1名に限り補助者を指名することができる。ただし、この場合においても、ブロック責任者の責任で選考・報告を行うものとする。
- 6 経理会計の処理
 - （1）担当ブロックの運営費等の経理会計処理を適正に実施する。
 - （2）処理要領及び報告要領の細部については別に示す。
 - （3）ブロック責任者が自ら処理することを本則とするが、真にやむを得ない場合は1名に限り補助者を指名することができる。ただし、この場合においても、ブロック責任者の責任で処理・報告を行うものとする。
- 7 リーグ戦及び選手権大会に関連するブロック内の連絡・調整

以 上